

入口支援の実情と課題

0 問題関心

○刑務所収容の弊害

- ・社会的資源、家族、就労等社会とのつながりを断絶
- ・刑務所内では社会復帰にとって必要な支援は不十分

※出所後の受け皿の選択肢が減少+福祉的・医療的ニーズが悪化するおそれ

○入口支援とは

- ・「刑務所出所後の支援＝出口支援」
- 入口支援＝刑務所に入る前の支援
 - ① 刑務所入所を避けるための支援…ダイヴァージョン
 - ② 適正手続を確保するための支援
 - …取調べにおける通訳的役割を果たす第三者の立合い

※本研究では、①の意味での入口支援を検討対象とする

○本研究の目的

- ・日本では「入口支援」の実施の有無について地域差がある
- 入口支援を行っている地域でも、その地域ごとにシステムが大きく異なる
- ・長崎を中心に明らかに「障がいをもつ被疑者・被告人」を対象とする体制が主張されている
- ⇔実務が先行しすぎて理論が追いつかない…刑事司法システムとの矛盾が生じている

↓

※より好ましい入口支援のモデルとその理論的根拠を提示する必要がある

⇒まずはより福祉的ニーズが大きい高齢・障がいをもつ被疑者・被告人への入口支援について

て

検討

→そのための研究プロセス

- i 日本の入口支援の現状把握・分析
- ii 日本の刑事法における理論の整理
- iii 入口・出口問わず、一貫した社会参入のための支援を行っているフランスのシステムおよび

び

運用の把握・分析

iv モデルと理論的根拠の構築・提示

1 フランスにおける「入口支援」

・保護観察官(SPIP)および権限を付与されたアソシアシオンが被疑者、被告人、受刑者の家庭環境、就

労状況、金銭状況等々に関する調査を実施し、ニーズに応じたサービスをコーディネート

→起訴、勾留、量刑、刑の執行形態に関する決定をする際の一資料とされる

<フランス型のメリット>

- ・同じ機関が一貫してかわることにより、切れ目のない支援が可能
起訴、量刑、仮釈放等、様々な段階で刑務所拘禁の回避に向けた対応をとることが可能
- ・福祉機関が刑事手続きの早期の段階からかわることができ、環境調整の準備期間をより長く確保することができる
- ・すべての被疑者・被告人に対して行われうる…障がい、高齢といった要件はない

<検討する際の留意点>

- ・フランスは職権主義、日本は当事者主義…フランスでは「検察 対 被告人」の構造ではない
- ・フランスでは起訴までの身柄拘束期間が短い(6日間)…日本は23日間

2 日本ではじまりつつある入口支援

○試みの乱立

- ・新長崎モデル…長崎、滋賀、栃木（判定委員会によるニーズのアセスメント、サービスの助言）
- ・定着センター主体型(相談支援事業の枠内で実施)…愛知、大阪
- ・弁護士会主体モデル…埼玉、大阪
- ・検察主体モデル…東京、宮城

※大阪は弁護士会が社会福祉士会とタッグを組んだ「大阪方式」と定着センターが行っている入口支援の両方がある

○共通の問題

<資源不足に存する問題>

- ・予算の限界…実際、予算不足で入口支援まで手が回らない定着センターも少なくない
- ・受け皿が少ないとできない
⇒入口支援を行っている機関の多くが「自前」の入所施設を持っている

<刑事司法システムに存する問題>

- ・刑事司法機関における福祉的ニーズへの理解不足
＋弁護士が障がいに気づかなければ支援が難しい
- ・司法と福祉との間で刑罰や処分の考え方に食い違いがある…相互理解が不十分
- ・保護観察所と定着センターの役割があいまいになっている

※どの試みも一貫した援助はできない ⇒「その場限り」の支援となってしまう
／障がいを念頭に置いた試みばかり ⇒一般化は難しい

3 今後の検討課題

○現在の研究状況

- ・日仏の制度および実務の確認
 - ・日本：宮城、埼玉、愛知、大阪、沖縄 / フランス：パリ、アミアン
- ・入口支援に関する諸文献の収集

○次年度の課題

- 両国の制度および理念の確認
- フランスの刑事司法関係者へのヒアリング／新長崎モデルを実施しているセンターへのヒアリング